

平成30年度行財政局運営の総括表

基本方針・重点方針		平成30年度重点取組				
取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等	
積極果敢な行財政改革の推進	1 「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」の推進	京プラン実施計画第2ステージの改革編に掲げた取組の着実な推進		○改革編に掲げた具体的取組(160項目)の進捗状況(平成31年3月末時点) ・「実施済み又は実施中」…144 ・「一部を除き〔実施済み又は実施中〕」…12 ・「実施準備段階」…4 ・「企画構想段階」…0		
	2 財政健全化の推進	京プラン実施計画第2ステージに基づく成長戦略と財政構造改革の一体的な推進		(平成30年度決算) ・平成30年度においては、厳しい財政状況の中においても、相次ぐ大規模な自然災害への迅速な対応(災害復旧・支援)や高齢化や子育て支援の充実による社会福祉関連経費の確保、宿泊税を活用した観光客の受入環境の整備など、市民生活の安心・安全、都市の成長・都市格の向上につながる施策を着実に推進した。 ・歳入面では、景気が穏やかな拡大を続ける中、市税収入が堅調に推移し、10月から新たに導入した宿泊税収入も含めて、一般財源収入は前年度との比較で71億円の増となった。 ・また、資産の有効活用では、土地の売却等により42億円の財源を確保し、前年度から25億円増となるなど、税外収入の確保にも努めた。 ・しかしながら、災害復旧・支援に多額の財源を要したことなどから、なお財源が不足し、特別の財源対策113億円(◎113億円)を講じることにより収支均衡(実質収支は+4億円)を図った。		財政課
	3 学校跡地をはじめとした保有資産のより一層の有効活用	・市民等提案制度(資産有効活用・ネーミングライツ・広告)等の活用による市有地等の有効活用の推進 ・施設利用者の利便性向上や収益の確保を図る資産の有効活用の推進 ・庁内外の資産情報の集約・共有化による効果的な資産の有効活用の推進 ・学校跡地の活用等を通じた本市施策のより一層の推進		・各局等との連携による市有地の売却や学校跡地の活用等、保有資産の有効活用を進めた結果、約41.6億円の財源を確保 ・「京都市資産有効活用市民等提案制度」に基づく提案を受け、旧左京保健センター跡地について、活用事業者と売買契約を締結(2月) ・各図書館周知パネル付き雑誌スポンサー広告について「京都市広告事業市民等提案制度」に基づく提案を受け、提案内容を審査した結果、提案者の広告代理店を契約候補者として選定(平成30年3月契約締結、11月実施) ・資産情報の集約、共有化等により有効活用に向けた関係局区への積極的な働きかけ及び支援を推進 ・学校跡地の活用について、平成27年度に創設した「事業者登録制度」を運用し、民間等事業者の活用ニーズを集約するとともに、登録内容を地元へ情報提供し、活用に向けた協議内容を事業者のプランに反映するなど、より迅速な跡地活用を推進 ・清清水小学校跡地について、平成29年12月に事業者と貸付契約を締結し、令和元年度冬の宿泊施設オープンに向け、工事中 ・元立誠小学校跡地について、平成30年4月に事業者と貸付契約を締結し、令和2年度夏の複合施設オープンに向け、工事中 ・元白川小学校(元栗田小学校)跡地について、平成31年3月に本市・事業者・栗田自治連合会の三者で活用計画に関する覚書を締結 ・元教養小学校跡地について、「子どもから高齢者までが集う施設」として跡地活用を進めるため、提案を募集したが、応募者がなかったため、令和元年度早期の再公募に向けて取組を推進 ・元植柳小学校跡地活用について、「国内外の文化交流とまちの賑わいを創出する施設」として跡地活用を進めるため、提案を募集し、応募のあった3社の中から、平成31年2月に契約候補事業者を選定 ・元新道小学校跡地活用について、「花街文化の発展と新たな賑わいづくりを通して、更なる地域の活性化と魅力あるまちづくりに貢献する施設」として跡地活用を進めるため、平成30年11月に募集要項の作成に着手		資産活用推進室
	4 公共施設マネジメントの推進	・庁舎施設の長寿命化と施設保有量の最適化の推進 ・公共施設マネジメント支援システムの本格運用に向けた取組の推進	・京プラン ・京プラン実施計画第2ステージ	・「京都市庁舎施設マネジメント計画」に基づき、施設を「長寿命化方針」又は「改築(建替え)方針」のいずれかに分類するための調査を実施(鉄筋コンクリート造で35棟、鉄骨造で26棟)し、施設の長寿命化に係る取組を推進 ・全庁的に統一された方法、基準等で、庁舎施設の安全性の確認や状態の把握を行うことを目的とした「自主点検・劣化度調査」に係る研修会を実施(195名が参加) ・「公共施設マネジメント推進会議 幹事会」及び「テーマ別庁内ワーキング」を随時開催し、施設保有量の最適化について局間を越えた協議を推進 ・計画保全等の円滑な執行に向け、施設関連情報の精査、整理等を行い、データベース化を推進		
	5 外郭団体改革の推進	・各団体の「今後の方向性」に向けた取組の推進 ・本市の財政的・人的関与の見直し ・中期経営計画に基づく自主的な経営改善の取組の推進		・「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」の検討結果 自律化 : 14団体 存続 : 15団体 解散 : 2団体 ・外郭団体数 △5団体(平成30年4月現在29団体⇒平成31年4月現在24団体) ・派遣職員数の削減 △7人(平成30年4月現在66人⇒平成31年4月現在59人)		財政課
	6 土地開発公社の解散に向けた取組の推進	・公社の業務の限定 ・保有地の解消 ・公社の資金調達における金利負担の圧縮 ・公社の管理経費の極小化 ・解散に向けた進ちょく状況の報告 ・解散までの期間の厳守		・公共用地の先行取得は行わず、3件の保有地の売却を行い、約5.6億円の簿価の縮減を実施 ・低利の公社債(借入金利0.06%)の発行による金利負担の圧縮 ・役員体制の見直しや本市職員の派遣廃止等の取組を継続し、管理経費を極小化 ・公社保有地の縮減等に係る進ちょく状況等の市会報告(4月)及び市ホームページでの公開を実施(随時)		資産活用推進室
	7 部門別定員管理計画に基づく取組の推進	行政部門ごとのメリハリを付けた効率的な執行体制を確立し、平成32年度までに職員数800人以上の削減を目指して、更なる定員の適正化を推進		・「京プラン実施計画 第2ステージ」に基づき、「一般会計等で800人以上の職員数削減を目標」とする部門別定員管理計画(取組期間:平成28年度～令和2年度)を策定し、平成30年度から令和元年度にかけて140人を削減		
	8 組織改革の推進	限られた行政資源を最大限に活用し、効率的な組織体制の整備を進めることにより、多様な市民ニーズや新たな課題等に的確かつ迅速に対応し、最適な市民サービスを提供できる体制を構築		○平成31年4月に次のとおり組織改正を行った。 ・SDGs、レジリエント・シティ及び「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を一体的に推進するため、総合企画局に局長級の「理事(危機管理監 兼職)」を設置 ・児童虐待の未然防止や再発防止にもつながる「課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援」を一層充実するため、各区役所・支所子どもはぐみ室に、学校や地域の関係機関との連携や支援の要となる「子育て支援係長」を設置 ・「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」の施行に合わせ、産業観光局商工部に「地域企業振興課」を設置(同部中小企業振興課から改称)し、地域企業の支援や担い手不足の解消をより一層推進する体制として改組 ・京町家の保全・継承をはじめとした京都ならではのすまい方や暮らし方の継承、空き家等の更なる活用や誰もが安心して暮らせる住環境の確保等、京都らしいすまい・まちづくりの実現に向けた取組を強力に推進するため、都市計画局に局長級の「住宅政策監(住宅担当局長 兼職)」を設置		人事課

基本方針・重点方針		平成30年度重点取組					
		取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
職員力・組織力の更なる向上	9	(1)京都市職員力・組織力向上プランの推進	「京都市職員力・組織力向上プラン」2ndステージに掲げた取組の着実な実施	京都市職員力・組織力向上プラン	<ul style="list-style-type: none"> 「京都市職員力・組織力向上プラン」の前期間（平成25～28年度）から継続実施している取組項目の着実な実施 風通しの良い職場づくりと、チーム力向上の実践的手法を学ぶ「組織力向上研修」の実施（6月，8月） 「働き方改革」をテーマとした「都市経営改革研修」の実施（7月） 「伝える力」，「伝えあう関係を築く力」を向上させる「発信力・受信力向上研修」の実施（8月） 「文化首都・京都」の職員にふさわしい知識や教養を身に着ける「文化力講座」の実施（8月，12月） 市民満足度を上げるとともに，市民目線で適切に対応するスキルの向上を図る「市民応対能力向上研修」の実施（10月） 「働き方直しモデル職場」で得られたノウハウ等から，効果が高いと考えられる取組をまとめた「京都市役所版 働き方改革実践マニュアル」の全庁的な取組の推進 朝型勤務及び一斉消灯日の拡充 		
		(2)全庁“きょうかん”実践運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「局区長からのきょうかんメッセージ」の発信や「ハートミーティング」の開催等による，職員の組織との一体感の醸成 「きょうかんプロジェクト」の全職場での実施及び「きょうかんレポート（JISマガジン）」の発信等による，職員相互の連帯感の強化 「市民応対アドバイザー」の指導・助言等による，市民応対や窓口サービスの一層の向上 	—	<ul style="list-style-type: none"> 「ハートミーティング」の実施（5回） 全職場での「きょうかんプロジェクト」の実施（448件），きょうかんレポート（JISマガジン）の発行（4回） 市民応対の向上に向け，①新規採用職員を対象とした応対研修，②職員の接遇について来庁された市民の方にアンケートにより評価していただく「来庁者・窓口サービスアンケート」を109職場で実施（全項目で「満足度」が95%以上，平成28年度実施時（隔年実施）より満足度アップ） 職員グループの支援（13グループ） 		人事課
		(3)職員研修の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 「働き方改革」による「真のワーク・ライフ・バランス」の実現のため，幹部職員及び管理職員を対象に「働き方改革」の視点を盛り込んだ研修を実施 課長級職員のマネジメント能力の更なる向上のため，新任課長級職員研修において，部下からのフィードバックアンケートを導入 市民応対能力の一層の向上のための研修を新たに実施 	京都市職員研修実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 「働き方改革」をテーマとした「都市経営改革研修」の実施（7月） 新任課長級職員研修における，「マネジメントフィードバック（部下職員を対象に，職場風土づくりや部下育成，働き方改革などの項目に関するアンケートを行い，その結果を本人へフィードバックすることで，自身のマネジメントの現状や課題を客観的に把握し改善策の検討につなげる。）」の実施（10月） 市民満足度を上げるとともに，市民目線で適切に対応するスキルの向上を図る「市民応対能力向上研修」の実施（10月） 		
		(4)コンプライアンスの徹底	<ul style="list-style-type: none"> 各職場における服務管理及び業務の運用状況の再点検を実施 研修や職場ミーティング等あらゆる機会を捉え，全ての職員に対し，法令を確実に遵守させることはもとより，職員としての高い規範意識を常に持ち，創造的・主体的に職務に当たることを徹底 職場の日々のコミュニケーションをより活性化させ，職員相互に倫理観を高め合う，風通しの良い職場風土の構築 	京都市職員コンプライアンス推進指針	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス推進月間（7月20日～9月19日）の取組として，チェックシートに基づく所属長による職場管理に関する点検及び各職員による日常業務に関する点検，職場ミーティング，課長級以上職員を対象としたコンプライアンスに関する研修等を実施 適正な服務の確保及び事務処理誤りの防止に向けた監察を逐次実施（延べ62箇所） 外郭団体等に対して，コンプライアンスの徹底を図るため，「外郭団体におけるコンプライアンス推進対策会議」を開催（11月） 		コンプライアンス推進室
	10	「働き方改革」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 所属長等による適切な労働時間管理の徹底 市全体の時間外勤務時間数の削減 年間720時間を超える時間外勤務を行う職員の解消 京都市役所版 働き方改革実践マニュアルに基づく取組の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 京プランに基づく実施計画第2ステージ 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時的任用職員の活用や職員の前倒し採用を実施したものの，民泊や選挙に係る業務等が影響し，市全体の時間外勤務時間数及び年間720時間を超える時間外勤務を行った職員数は増加。一方で，パソコンによる勤務時間管理の仕組みを本格的に導入するなど，労働時間の適正な把握に向けた取組を進めた。 市全体の時間外勤務時間数 1.2%増加（平成29年度比） 年間720時間を超える時間外勤務を行った職員数 16人増加（平成29年度比） 		給与課
防災・危機管理対策の充実	11	地域防災計画等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム・防災行政無線整備の推進 災害用備蓄物資等の整備 避難所運営資機材の整備 京都市水害ハザードマップの更新 避難誘導標識等へのピクトグラム（図記号）の導入 観光客等帰宅困難者対策の推進 京都市災害時受援マニュアルの策定 原子力防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 京都市地域防災計画 京都市備蓄計画 京都市「雨に強いまちづくり」推進行動計画 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に新たに運用を開始する危機管理センター（仮称）の開設に合わせ，各システムの中心となる防災情報システムの更新を進めることにしており，平成30年度は，新防災情報システムを構築したほか，固定系無線システムの光回線化通信設備を整備 原子力災害に関わる情報をUPZ内住民等により確実に伝達するため，UPZ内の各地域に屋外スピーカー等を整備するとともに，UPZ内の全住戸に防災ラジオを配備 市内の全ての指定避難所への一斉・同時配信システムを構築し，全指定避難所へ戸別受信機を配備 京都市備蓄計画に基づき，災害用備蓄物資（アルファ化米，お粥，補助食料，飲料水，粉ミルク，毛布等）を調達するとともに，各避難所等への分散備蓄を推進 洪水浸水想定区域の見直し等に伴い，平成29年度に改定した京都市水害ハザードマップを，平成30年5月15日の市民しんぶん区版への挟み込みにより全戸配布 日本語の読めない外国人にも避難先を一目で理解することができるよう，全国的に標準化された図記号「ピクトグラム」を広域避難場所の標示板（169基）及び誘導標識（250基）に新たに導入 平成30年6月に発生した大阪府北部地震での経験も活かし，ホテル，観光事業者等とも連携のうえ，京都駅周辺，嵐山等での実地訓練を実施するとともに，緊急避難広場，一時滞在施設の施設管理者，他の観光地関係者等に対する帰宅困難者対策研修会を実施 大規模災害発生時に各局区等が応援要請に迅速に対応し，応援受入を円滑に進めることができるよう，受援に必要な体制・手順等を具体的に定めた職員向けの「京都市災害時受援マニュアル」を作成 原子力災害避難計画の実効性を高めるため，左京区久多地域及び広河原地域において，原子力防災訓練等を実施 大阪府北部地震，7月豪雨及び台風21号等の大規模災害への対応に係る課題や改善策について総括を実施 		防災危機管理室

基本方針・重点方針		平成30年度重点取組					
		取組名	目標	計画・条例等	実績	備考	所属等
重点 その他 取組	12	宿泊税の適正な課税及び徴収	平成30年10月から導入する宿泊税について、適正な課税及び徴収を行うための取組の推進	京都市宿泊税条例	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税の徴収事務を行う宿泊事業者向けの制度説明会（4月～8月 全区計18回） ・宿泊客（納税者）への周知広報として、全宿泊施設にチラシ、三つ折りフリーレット、ポスター等を送付のうえ、宿泊客への周知を依頼するとともに、主要鉄道駅でのポスター等の掲出、東京駅等でのデジタルサイネージ、宿泊税専用のポータルサイトを新設するなどの広報を実施した。 ・京都市宿泊税条例の施行（10月） ・違法民泊を含めた市内全ての宿泊施設の捕捉を進めるとともに、未申告者に対しては、申告指導文の送付、電話による指導、警告文の送付、現地調査など順次取組んでおり、引き続き、100%徴収に向けた取組を進めている。 		税制課
	13	公契約基本条例に基づく取組の推進	市内中小企業の受注等の機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、ダンピング受注防止対策等の公契約の適切な履行の確保など、京都市公契約基本条例に基づく取組を推進	京都市公契約基本条例	<ul style="list-style-type: none"> ・法令上の制約のある政府調達協定の対象となる案件や特別な技術力を要する案件を除き、可能な限りの分離分割発注の実施等、市内中小企業への発注を徹底 ・公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保を目的に、労働関係法令遵守状況報告書に係る運用を実施 ・ダンピング受注防止対策として、工事等における低入札調査価格制度の失格基準を引上げ（試行） ・京都市公契約審査委員会を開催（全体会議1回、専門部会3回） 		契約課
	14	地籍調査事業の推進	上京区出水学区をモデル地区として、平成23年度から実施している地籍調査事業について、引き続き民有地などの境界確認等を行う一筆地調査を実施するとともに、順次、成果物である地籍図、地籍簿を法務局に提出	京プラン実施計画第2ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ○一筆地調査の実施 ・上京区出水学区（0.48k㎡）をモデル地区として平成23年度から地籍調査事業に着手 ・平成30年度は、丸太町通以南の区域（0.16k㎡）において、国の承認及び京都府の認証により地籍調査の成果物（地籍簿及び地籍図）の写しを法務局へ提出。丸太町通以北の一部区域（0.13k㎡）において地籍図等の閲覧を終わり認証申請。その他の丸太町通以北の一部区域（0.04k㎡）において地籍図等の閲覧を実施。丸太町通以北の一部区域（0.10k㎡）において一筆地測量、地籍図等の作成を実施。 		資産活用推進室
	15	芸術大学移転整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都市立芸術大学移転整備基本計画」に基づき、新キャンパス全体の基本設計・実施設計を行うなど、具体的な事業を推進 ・「移転整備プレ事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・京プラン ・京プラン実施計画第2ステージ 	<ul style="list-style-type: none"> ○新キャンパス全体の基本設計を完了し、実施設計に着手（11月） ○「移転整備プレ事業」の実施 ・京都コンサートホールにおいて、「小濱妙美ソプラノリサイタル」を開催（6月） ・京都国立博物館において、アジア・アメリカ現代音楽協会2018年日本ツアー「国際文化交流コンサート“In the Current～時の流れに～”」京都国立博物館平成知新館講堂コンサートを共催（6月） ・崇仁地域の「薬市・洛座夏祭り」に美術科学生による似顔絵コーナーを出店（8月） ・「下京・京都駅前サマーフェスタ2018」におけるステージ出演（8月） ・崇仁教育連絡会主催「学習ひろば」において、アフリカ楽器カリンバの制作ワークショップを実施（10月） ・「下京ふれ愛ひろば」において、ステージ出演及びブース出店を実施（11月） ・「東九条音楽祭」におけるステージ出演（11月） ・崇仁小学校において「2018年度 京都市立芸術大学作品展」を実施（2月） ・崇仁小学校に整備したギャラリーにおいて、京都芸大出身の若手作家を紹介する個展「教室のフィロソフィー」を全7回実施 ・崇仁地域でのフィールドワークや地域住民へのインタビューを通じて、地域の変わりゆく様子を記録した「still moving documents 崇仁絵巻」を制作 		総務課
	16	新庁舎整備事業	本庁舎、西庁舎及び分庁舎の建設工事を引き続き推進		<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、西庁舎及び分庁舎の建設工事を実施し、平成31年3月に西庁舎が完成 		庁舎管理課